

高砂市文化連盟活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高砂市は、芸術文化活動の振興に寄与するため、高砂市文化連盟（以下「文化連盟」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、高砂市文化まつりとして、文化連盟及び加盟団体が行なう事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の1を上限とし、予算で定める額の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付)

第4条 文化連盟は、補助金を受けようとするときは、加盟団体の事業費補助金申請書を審査のうえ、文化連盟事業として市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を文化連盟に交付するものとする。

(補則)

第5条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。